

自由研究発表

慣習法にもとづく土地所有制度の確立は可能か
—インドネシアリアウ州パダン島におけるランドグラビングを事例に—
Can the Customary Law-based Land Tenure System Be Established?
— A Case Study of Land Grabbing at Riau, Indonesia —

水野広祐 (インドネシア大学大学院環境学研究科)
ディアント・バクリアディ (土地情報センター)
パンドウ・スジウォ・クスモ (土地情報センター)
ミクダッド・ファディル・ムハマド (土地情報センター)
ヒルマ・サフィトリ (土地情報センター)

Kosuke Mizuno (School of Environmental Science, University of Indonesia)
Dianto Bachriadi (Agrarian Resource Center)
Pandu Sujiwo Kusumo (Agrarian Resource Center)
Miqdad Fadhil Muhammad (Agrarian Resource Center)
Hilma Safitri (Agrarians Resouce Center)

植民地期のインドネシアにおいて、ヨーロッパ人は土地登記済みの土地所有権 (eigendomrecht) を持つ一方、インドネシア住民は慣習的に土地権が認められた土地保有権 (bezitrecht) を持った。しかし、独立後定められた1960年土地基本法 (UUPA) はかつてのヨーロッパ人の持つ土地所有権と住民の持つ慣習土地保有権という二重構造を廃止し、その第5条で「大地・水・空間上で有効な土地法は慣習法である」と規定した。また政府は能力と必要性に基づいて土地登記を順次実施するとした。この結果、それまでの土地保有権は一夜にして土地登記のない土地所有権 (hak milik) となった。このような土地所有権は、土地権を立証する書類がないため、スハルト権威主義体制のもとでは開発プロジェクトが実施された場合など、弱い土地権となり低額補償金などの問題を生んだ。スハルト大統領退陣後の2001年の国民協議会決定は、土地についての法的確定性と保護および住民の福祉と公正を図とされ慣習法を尊重する政策も実施された。はたして、土地基本法が謳う「慣習法に基づく土地制度」の確立は可能なのであろうか。本研究はこのような視点から、具体的なケーススタディとして、2009年—2012年に激しい土地紛争が発生しその後も解決しているとは言えない、リアウ州メランティ諸島県パダン島におけるアカシア産業造林事業と住民の土地権の関係について考察する。パダン島は島のほとんどが泥炭地でありかつ政府指定の森林地域である。一方、1910年代以降のパンロンビジネスなどの結果、ジャワ人が多く植民地期から居住し、その他、ムラユ、アキットなどの住民が古くから慣習的土地権のもと居住している。このような土地においてどのように産業造林事業が開始されて土地紛争が展開し、土地紛争期さらに今日まで住民の土地権の扱い、特に慣習的土地権はどう認識され尊重されてきたのかを、住民らに対するインタビューおよび2023年10—11月に実施した228世帯に対する世帯調査にもとづいて歴史的に考察する。